

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和4年度＞監査テーマ:市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	市民税課	51	結果	1	職権による均等割の決定	尼崎市は、催告や調査を行った結果にもかかわらず未申告状態が続いた法人に対しては、職権による均等割の決定により積極的に課税決定を行うべきである。	2年連続して税務署調査を実施したうえで、法人税の申告が確認できなかった法人については、現地調査等を実施し、調査の結果、市内に事務所等を有することが確認できたものについて職権にて均等割の決定を行うようマニュアルを改めた。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	76	結果	2	減免要件の判断が困難な事案についての適正な認定	尼崎市は、り災証明書や提出写真から減免が一見して明らかな場合は別として、申請者の申告において20%以上の被害がないと記載されている場合や、提出資料のうち具体的被害の範囲が何であったのかを判断し、具体的な数値の認定を行うとともに、その調査結果を写真や図面(おまかな建物全体の面積や被害箇所、被害面積がわかれば良いので、簡易なものでも構わない)で記録し、保管することにより(職員のパワーとしてこれが実現困難というのであれば、申請者から提出、立証させる運用でも構わない)、適正な認定を担保すべきである。	これまでも災害減免の損害割合については、被害面積で判断するのではなく、図面や現場写真等の提出資料に加え、詳細な聴取によって判断しているが、損害割合の算出の過程も含め、事後の検証に耐えうる形で資料の添付と保管を行い、適正な認定を担保するよう事務処理手順を作成した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	76	結果	3	課税対象者の税務システム上の各種管理区分の整理	尼崎市は、現行の申送区分6(申告書を継続的に発送しない管理区分)の振り付けが適切かどうかを定期的に見直す制度を設計するとともに、管理区分の明確なルールを作成すべきである。	課税対象者の税務システム上の各種管理区分のルールを明確化し、令和6年2月発送の市申告送対象者の選定に反映するよう課内に周知した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	77	結果	4	所得調査事務処理要領に対する違反	尼崎市は、「平成31年度所得調査事務処理要領」を維持するのであれば、同事務処理要領記載の調査時期に遅れても現地調査を速やかに行うとともに、今後も現地調査を毎年行い、要領違反の状態を是正すべきである。効果や効率性を踏まえて、現地調査を実施しないという判断もあり得るところであるが、その場合、現地調査を廃止もしくは一定の基準、ケースにおいて限定的に行う内容に同事務処理要領を改訂するとともに、代替措置(例えば、対象や範囲を絞ったうえで調査の一部外部委託を行うこと等)も検討し、事務処理要領へも合わせて反映すべきである。	現地調査の必要性を検討した結果、効果や効率性を踏まえ、現地調査を廃止することとした。これにより、「平成31年度所得調査事務処理要領」を廃止し、新たに所得調査の効果や効率性を高めるため、調査対象の抽出条件を整理するとともに、対象者の条件に応じて文書指導と架電指導(本人・勤務先等)を使い分けることを盛り込んだ「所得調査事務処理要領」を作成した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	78	結果	5	過去の所得調査票の管理の不備	尼崎市は、例えば、引継文書を引継時点でまとめて全て作成するのではなく、文書完結の都度、当該文書作成の担当者(所管課長が当該年度の引継文書目録に当該引継文書を記入し、記入年月日、担当者(所管課長)がそれぞれ署名又は捺印していく等、保管すべき文書が正しく保管されるように、既存の全庁的なルールを前提に、各所管課において業務課の実情・当該文書の性質も考慮したうえでより詳細な保管ルールを定めるとともに、文書廃棄時には廃棄目録(当該文書の作成年度と保存期間も明記する書式とする)を作成し、最終的な廃棄時に管理者の決裁を得るなど、廃棄時の詳細なルールも各所管課において整備し、成文化すべきである(なお、上記記載内容はあくまで一例として示したにすぎないため、具体的な内容はあらかじめ文書の管理責任者や廃棄責任者の意見や現場の声も聞いたうえで、業務の効率性ととのバランスも考慮し詳細を決めるべきである)。	引継文書については、文書完結後直ちに引継箱へ収納することとし、適切に引継文書を保管したうえで引継文書目録に記録するよう取扱いを改めた。また、文書の保管についても全庁的なルールに則った引継文書目録作成までの間、一定期間ごとに当該年度の引継箱の種類・数を記録したチェック表を作成し、文書作成の担当者と所管課長が遺漏なく保管されているかを確認する運用とするように改めた。なお、廃棄時についても、廃棄文書目録を作成し、所管課長の決裁を得た上で確実に廃棄を行うよう取扱いを改めた。	改善済	-	令和5年2月22日

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和4年度> 監査テーマ:市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	市民税課	79	結果	6	事業所均等割課税を賦課される者の捕捉	尼崎市は、事業所均等割課税を賦課される者の調査や申告を促すための広報を行うべきである。そのための手段として、まずは、過去に事業所均等割課税の対象者で当該年度の申告がない者を抽出し、廃業届の提出を求める等の個別の調査を行うべきである。	令和5年度から市ホームページの事業所均等割に係る説明を、具体的かつ詳細なものに改善し、制度周知と申告を促す広報を行った。また、同じく令和5年度から、前年度に事業所均等割の課税があり今年度課税がない者を抽出し、事業主の住民登録自治体へ収入・所得内容の調査を実施するとともに、税務署へ廃業届の提出状況の調査に対する協力を仰いだ。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	110	結果	7	貧困等による減免の申請なき更新処理に関する条例上の疑義	尼崎市は、貧困により公私の扶助を受ける者に係る減免が、市税条例の根拠なしに適用されている状況を解消すべきである。具体的には、市税条例、固定資産税減免事務取扱要領又は固定資産税減免事務取扱基準の修正が求められる。	貧困により公私の扶助を受ける者に係る減免について、生活保護の所管課からの依頼をもって減免申請があったものとみなすよう、市税条例を改正するとともに、固定資産税減免事務取扱要領及び固定資産税減免事務取扱基準を整理する予定である。	検討中	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	115	結果	8	過年度課税の拡大余地	尼崎市は、土地家屋について、過年度に課税漏れ又は課税限りであったもので、課税要件を充足していた証拠がある場合に過年度分まで過及課税を行うことに関し、対応指針をより精緻化すべきである。	過去に課税要件を充足していたことが客観的な証拠により証明できる場合の過年度過及課税について、より公平な課税を実現するため、マニュアルを作成する予定である。	検討中	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	136	結果	9	床面積に関する申告書とシステム登録データとの乖離原因追及の必要性	尼崎市は、システムに登録された床面積データについて、申告書の記載との乖離の原因追及に継続的に取り組むべきである。将来的には、調査対象となる物件の乖離率を順次厳しく設定し、申告書とシステムとの乖離を是正していくことが望まれる。	事業所税に係る資産割については、家屋台帳に登録された面積から、第三者に貸し付けている面積を減じ、第三者から借り受けている面積を加えて算定した面積を課税標準とするものであり、事業所税の申告納付期限と事業所家屋貸付に関する申告の期日が異なることなどから、税務システム上の面積課税標準と申告を受けた面積は必ずしも一致するものではない。 他方で、包括外部監査人の指摘する税務システム上の数値と申告を受けた数値の乖離を是正していく必要があることは事実であり、これまでも一定以上乖離が生じている事業者に対し修正申告を指導してきた。令和5年度には調査対象となる物件の乖離率を40%に拡大して実施しており、今後さらに乖離率を引き下げ、段階的に乖離の解消に向けた取組を行うこととした。	改善済	-	令和5年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和2年度＞監査テーマ:財産管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
総合政策局	ダイバーシティ推進課	76	結果	2	【普通財産(戸ノ内町3丁目)】 長年無断で利用されている土地について、適切な貸付手続を行う必要がある。もしも、状況の改善が見込めないのであれば、土地の売却を検討する必要がある。	市が未利用地として保有する土地が、長年無断で利用されているにもかかわらず、当該状況を黙認している状況にあることから、早急に適切な貸付手続を行う必要がある。今後とも継続して利用を許可するのであれば、適切な貸付手続を行う必要がある。逆に許可しないのであれば、フェンスを設置する等当該状況が継続しないような措置を講ずる必要がある。 また、市として当該普通財産に係る将来の活用方法が見いだしていくのであれば、市として今後とも当該未利用地を保有する必要性は乏しいことから、当該土地について、売却手続を検討する必要がある。	当該土地を不法に占有している者に対する土地明け渡し等請求の訴えを、令和5年10月に裁判所に提起した。 なお、当該土地には令和4年度までに監視カメラやフェンスを設置し、侵入等の防止対策を講じている。	検討中	令和3年度に2回、関係者と直接面会する機会を設けるなど、資材の撤去に向けた調整を進めている。	令和3年2月22日
経済環境局	経済特命担当	180	結果	9	【アミミング潮江駐車場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先の決定について、公募による方が多くの貸付料を受取できる可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施設の貸付先を決定すべきである。	アミミング潮江のウエスト駐車場及びプラスト駐車場は、来街者用を本市と株式会社ジェイアール西日本ホテル開発が、居住者用をJR西日本不動産開発株式会社が共同して所有し、それぞれの駐車場が発券機を含む出入口を共用し、1つの駐車場管理システムにて入出庫管理を行っている。このシステム親機は管理者が24時間在中するウエスト管理室に設置されており、プラストのデータはプラスト館全体(住宅・商業施設・ホテル)を監視する防災センター室(プラスト駐車場管理室を兼ねる)に転送され、ウエスト・プラスト両館の施設全体管理と一体的な管理運営を行っている。このため、市の施設のみで駐車場の管理運営事業者を選定することはできない状況にあることから、駐車場の管理運営事業者の公募について、共同所有者との協議を行ったが、協議が整わなかった。 他方で、アミミング潮江イースト駐車場については尼崎都市開発株式会社に貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として令和9年度末まで貸付を継続することとしており、令和10年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。	検討中	ウエスト駐車場及びプラスト駐車場は、本市、JR西日本不動産開発、株式会社ジェイアール西日本ホテル開発の3者で共同所有し、以下の現状を踏まえて3者がJR西日本住宅サービス㈱と管理運営委託を締結している。 大規模小売店舗立地法における必要駐車台数を満たすために、両駐車場を1つの駐車場として届出を行い、構造上1カ所の出入口を共用し、1つの駐車場管理システムにて入出庫管理及びITVによる監視を行っている。また、システム親機は管理者が24時間在中するウエスト管理室に設置されており、プラストのデータはプラスト館全体(住宅・商業施設・ホテル)を監視する防災センター室(プラスト駐車場管理室を兼ねる)に転送され、ウエスト・プラスト両館の施設全体管理と一体的な管理運営が可能となっている。 現状を踏まえた上で、貸付先の公募検討について共同所有者との協議を行ったが、実施にあたり生じる以下の課題を勘案すると、実現は難しいとの回答であった。①プラスト側の管理室新設が必要だが物理的に防災センター以外の場所がない②貸付先変更に伴う入出庫管理及びITV監視システムの入替工事費約53,000千円の新たな財政負担③工期中の代替駐車場の確保及び住民・その他所有者への備前対応④工事実施に係る施設管理組合の議決調整⑤共同所有者3者間の合意等。 なお、イースト駐車場については現在の賃貸借契約期間が令和6年度までのため令和7年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定としている。	令和3年2月22日
経済環境局	経済特命担当	189	結果	12	【さんさんタウン駐車場・集会場】 駐車場施設の貸付先は、貸付料の増額を図るため公募により決定すべきである。	駐車場施設の貸付先の決定について、公募による方が多くの貸付料を受取できる可能性があるが、公募によらず、特定の者に貸付けを行っている。 特定の者に駐車場施設を貸付けるよりも、公募により貸付先を決定する方が、貸付料の増額が期待できる。市の厳しい財政状況を踏まえ、公募により駐車場施設の貸付先を決定すべきである。	塚口さんさんタウン駐車場については尼崎都市開発株式会社に貸し付けているが、第三セクターから完全民営化による自立経営に向けた最後の経営支援として、令和9年度末まで貸付を継続することとしており、令和10年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。 また、集会場についても、駐車場と同時期にプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。	検討中	駐車場及び集会場については、現在の賃貸借契約期間が令和6年度までのため令和7年度からプロポーザル方式により貸付事業者を選定する予定である。	令和3年2月22日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和元年度＞監査テーマ:子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
こども青少年局	保育管理課	118	結果	4	【施設型給付費】 施設給付に関する実地確認が行われていない。	組織のあり方の検討に加え、給付に関し、適切な教育施設運営がなされているか、監査手法を確立のうえ実地により確認する必要がある。	確認監査の実施に向け、人員体制や具体的な手法等について、関係課と協議を継続しているところである。	検討中	確認監査の実施に向け、他市の実施状況や現在本市で行っている保育施設等への監査を踏まえながら、必要な体制について検討を行うため、関係課と協議を開始した。	令和2年2月21日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度> 監査テーマ: 指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
保健局	生活衛生課	139	結果	202	適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施	<p>平成27年度尼崎市立弥生ヶ丘斎場の管理に関する年度協定書第6条において「業務完了後、指定管理者は業務完了報告書を尼崎市に提出するとともに、速やかに管理経費の精算を行う。指定管理者は精算において、当該管理経費に余剰が生じた場合は、尼崎市に返還するものとする。なお、当該管理経費に不足が生じる場合は、別途協議を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>しかし、「(2) 指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、指定管理事業に要する経費である管理経費は指定管理料と同額になるように報告されていることから、管理経費の精算は行われていない。</p> <p>「(1) 合理的な共通経費の按分基準の明確化(意見)」及び「(2) 指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、適切な指定管理事業に要した管理経費の額を算定の上、精算を行う必要がある。</p>	<p>包括外部監査の指摘を受けた管理経費については、指定管理に係る年度協定書の精算条項に基づき、管理経費に不足が生じる場合は、別途協議を行い指定管理者との合意のもと精算を行ってきたが、管理経費の計上方法等委託料の精算についてより明確にするため、協定書第6条の見直しについて協議を重ねてきたものの、改定するまでには至らなかった。</p> <p>令和6年度からの指定管理者の公募に際し、専集事項等で精算対象を、経費の増減が生じる可能性のある光熱水費や修繕料とし、令和6年度からの指定管理に係る協定には、光熱水費と修繕料以外の精算に係る規定は設けないこととしている。</p>	改善済	適切な管理費の計上等について、指定管理者とのモニタリング等による協議・調整を実施し、改善に向けた取組みを継続していく。	平成29年2月20日

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成27年度> 監査テーマ: 債権管理事務について(市税を除く)

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
保健局	福祉医療課	147	結果	152	速やかに時効中断手続を実施すべき	<p>現債務者である被保険者Aは、過払納の事実が発覚した時点においてすでに死亡しており、法定相続人であるAの娘U、Uの死後はUの息子Oに対し債権の請求を行った。その後、息子Oが相続放棄した後は、さらに相続人であるUの兄弟3名(V-X)に請求の通知を行ったが、市の過払金の請求を本人の死後相続人へ請求する点につき、Vの親族から理解を得られなかったこともあり、市は平成22年度以降の4年以上、特段の手続を実施していない。</p> <p>督促は法令上の時効中断の効力を有することから、相続人V,W,Xへの督促により速やかに時効中断を行い、回収の努力をするべきである。</p>	本人死亡により、これまでも相続人に督促をしたものの応答がない状況であり、これらの状況を踏まえ、費用対効果の観点からも債権回収は非常に困難であると考えられるため、令和5年2月に尼崎市債権管理条例第11条第1項第1号に基づき債権放棄を行った。	改善不可能	令和2年度に引き続き、令和3年度においても令和4年1月4日付けで相続人に対し通知を再送したが応答はなかった。本人死亡により相続人に督促しても応答なく、今までの状況から、債権回収は非常に困難であり、費用対効果を勘案し尼崎市債権管理条例第11条第1項第1号に基づき債権放棄を令和4年度中に行う。	平成28年2月22日
経済環境局	しごと支援課	230	結果	158	分割納付の署名捺印が得られていない案件について	<p>当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の食堂事業者として使用許可を受けていたA株式会社に対する行政財産目的外使用料である。市は、A株式会社の収益悪化等の主張により平成23年6月に毎月30千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は2回とも口頭で行われているとのことであるが、平成23年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決議等についての文書は残されていない。</p> <p>なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年度収入未済額に係る平成26年度への繰越決裁に引き継がれている。</p> <p>口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。</p> <p>時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書入手すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも口頭より分割納付誓約を受け、その記録を残す必要がある。債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。</p> <p>また、関連する条例や規定(「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」)には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当該式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。</p>	令和5年度は、4月19日に郵送により、滞納者に納付書及び分割納付誓約書を送付して、引き続き1万円ずつの納付及び分割納付誓約書の署名捺印を求めた。 <p>なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をすることに、署名捺印を求めているが、過去の経緯から、相手方との交渉が難航しており、分割納付誓約書の文書化には至っていない。</p> <p>一方、これまでも、適切に分割納付はされているが、現納付状況を勘案すると完納までに約10年程度かかる見込みであり、引き続き訪問時及び電話連絡時に、確実な納付とともに分割納付誓約書への署名捺印を求めていく。</p>	検討中	令和4年度は、4月18日に郵送により、滞納者に納付書及び分割納付誓約書を送付して、引き続き1万円ずつの納付及び分割納付誓約書の署名捺印を求めた。 <p>なお、市としては、平成28年度以降、面会や電話連絡をすることに、署名捺印を求めているが、過去の経緯から、相手方との交渉が難航しており、分割納付誓約書の文書化には至っていない。</p> <p>一方、これまでも、適切に分割納付はされているが、現納付状況を勘案すると完納までに約10年かかる見込みであり、引き続き訪問時及び電話連絡時に、確実な納付とともに分割納付誓約書への署名捺印を求めていく。</p>	平成28年2月22日

平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成25年度> 監査テーマ: 高齢者施策に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
福祉局	高齢介護課	112	結果	171	特別養護老人ホームの土地無償貸与について	特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。これは充実した介護保険制度の発足を目指して、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与するとした当時の判断に合理性は認められる。しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の可否を検討する必要がある。	公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一的基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その後「3年以内に方針を固める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後行内での検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。市有地の無償貸付けを条件に施設誘致及び施設移管を行ってきた経緯を踏まえると、市として強行的な手法(訴訟等)で有償化を進められない中で、これまでの法人との協議内容を鑑みると早期に貸付料有償化の理解を得られる状況にないなどの理由により、平成30年に法人との協議を休止した。その後、令和2年度末をもって土地の貸付契約期間である5年を経過することから、令和3年4月に従前の契約と同条件で貸付契約を更新した(令和3年4月1日から令和7年3月31日まで)。今後、法人との協議を再開するにあたり、社会情勢等を勘案した上で、具体的な協議方法等を含め判断する予定である。	検討中	公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一的基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その後「3年以内に方針を固める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後行内での検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。市有地の無償貸付けを条件に施設誘致及び施設移管を行ってきた経緯を踏まえると、市として強行的な手法(訴訟等)で有償化を進められない中で、これまでの法人との協議内容を鑑みると早期に貸付料有償化の理解を得られる状況にないなどの理由により、現在、市としては、令和7年度末までの間を既存施設の法人との貸付料有償化に係る協議休止期間としているところであるが、原則有償化の方針については変更していない。今後の協議再開については、その時点での社会情勢等を勘案した上で、具体的な協議方法等を含め判断する予定である。	平成26年2月18日
福祉局	高齢介護課	183	結果	174	グループハウス事業継続の必要性について	当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考えるが、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。	当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の子ども達との多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室やサークル活動の場としての提供などの介護予防事業を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、現在活動を中止している。しかし、施設運営の方向性としては、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。また、これから高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設ニーズが高まることも予想される。しかし、限られた市域面積の中で、上記の施設を建設していくことも難しいことから、多様な高齢者の住まいの一つとして、当該グループハウスのあり方を検討していく。	検討中	当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の子ども達との多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室やサークル活動の場としての提供などの介護予防事業を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、現在活動を中止している。しかし、施設運営の方向性としては、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。また、これから高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設ニーズが高まることも予想される。しかし、限られた市域面積の中で、上記の施設を建設していくことも難しいことから、多様な高齢者の住まいの一つとして、当該グループハウスのあり方を検討していく。	平成26年2月18日

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成23年度> 監査テーマ: 行政財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	249	結果	188~193	自動販売機の使用許可の原則公募について【中央体育館、小田体育館、大庄体育館、立花体育館、武庫体育館、園田体育館】	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。【中央体育館、小田体育館、大庄体育館、立花体育館、武庫体育館、園田体育館】	本市社会体育施設は、出資団体であるスポーツ振興事業団が、自主事業として本市スポーツ施策において重要な役割を果たしているところである。自動販売機の設置については、事業団がそうした事業を実施するための財源とする目的で実施している自主事業であり、現時点では公募を実施する考えはない。一方で、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらの検討を進めるにあたり、自主事業全体の整理と合わせて検討を進めていく。	検討中	自動販売機の設置については、事業団が施設の設置目的に沿った各種事業を実施するための財源とする目的で実施している自主事業であり、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて引き続き検討を進めていく。	平成24年2月20日

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成22年度> 監査テーマ: 普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組（所管課回答）	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
こども青少年局	保育運営課	147	結果	196	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。	対象土地については、不法投棄物等が堆積している状況であったことから、令和5年4月5日に当該不法投棄物等を撤去し、その後、樹木の伐採と除草を行い、更地化した。当該地は水路横の泥上げ敷でなく、泥上げ敷に隣接している土地であり、包括外部監査人の指摘する河港課に所管替えることもできない状況にあるため、今後については、先払いを行う等有効活用するよう取組を進めていく。	改善不可能	本件対象土地の一部に不法占拠されている部分があるため、現在、不法占拠者の特定を行っているところである。また、法制課等と協議し、不法占拠の解消に向けた取組を進め、不法占拠を解消した後に所管替えを行う。令和4年2月3日に当該地に隣接する民家へ訪問するも不在であった。今後については、行政代執行などの法的手続きも検討し、不法占拠の解消に取り組んでいく。	平成23年2月21日